



平成 30 年 2 月号

## 在留資格「家族滞在」

就労ビザや留学ビザで日本に滞在している外国人の方の扶養を受ける家族については、「家族滞在」ビザを取得することで日本に在留することが出来ます。家族滞在ビザの対象は、配偶者又は子となり、父母や兄弟等は対象になりません。「配偶者」とは、現在婚姻中の者のみを指し、扶養していた外国人本人が死亡した者や離婚した者は含まれず、内縁の妻や夫も含まれません。それに対して、「子」とは、嫡出子のほか、養子および認知された非嫡出子も含まれます。

配偶者も子も、扶養を受けて在留することになるので家族の滞在における生活費が十分にあるかどうか重要です。家族滞在ビザの申請書類は以下のとおりです。

- 1 在留資格認定証明書交付申請書 1通
- 2 写真（縦4cm×横3cm） 1葉
- 3 返信用封筒 1通
- 4 次のいずれかで、申請人と扶養者との身分関係を証する文書
  - (1) 戸籍謄本 1通
  - (2) 婚姻届受理証明書 1通
  - (3) 結婚証明書（写し） 1通
  - (4) 出生証明書（写し） 1通
  - (5) 上記（1）～（4）までに準ずる文書 適宜
- 5 扶養者の在留カード又は旅券の写し 1通
- 6 扶養者の職業及び収入を証する文書
  - (1) 扶養者が収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を行っている場合
    - a. 在職証明書又は営業許可書の写し等 1通（扶養者の職業がわかる証明書）
    - b. 住民税の課税（又は非課税）証明書及び納税証明書 各1通
  - (2) 扶養者が上記（1）以外の活動を行っている場合
    - a. 扶養者名義の預金残高証明書又は給付金額及び給付期間を明示した奨学金給付に関する証明書 適宜
    - b. 上記 a に準ずるもので、申請人の生活費用を支弁することができることを証するもの 適宜

就労資格の場合には、原則としては収入額で判断出来ますが、留学資格の場合には、生活出来る預金を有していることや、継続的な援助が受けられること等が経済力として認められます。また扶養者が失業中の場合についても、家族を養える能力があるかどうかを確認される可能性が高い為、預金残高証明書の提出が有用でしょう。

## 外国人雇用サポートセンター

〒184-0004 東京都小金井市本町 1-8-14 サンリーブ小金井 305（キリン社会保険労務士事務所内）  
TEL 042-316-6420 FAX 042-316-6430 ホームページ <http://foreigner-em.com/>

